

令和2年度事業計画

【公益目的事業】

1. 中小企業勤労者等の生活の安定及び財産形成に資する事業（定款第4条第1号）

中小企業勤労者等を対象に、国・東京都・目黒区の勤労者福祉制度の普及啓発及び共済事業や各種融資制度の紹介等を行う。

| 内 容 | 計画数 |
|---|-----|
| (1) 国の独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度（中退共制度）」や「財形制度」、全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）の「こくみん共済」「総合医療共済」「交通災害共済」等の各種共済制度を当センターHP や会報誌に同封するチラシで紹介し、各種共済制度への加入促進を図る。また、当センターが団体加入している中央労働金庫の各種融資制度を紹介する。 | 随時 |
| (2) 国・東京都・目黒区との連携を図り、公的な施策を普及啓発するなど中小企業勤労者等の福祉推進事業への協力を行う。 | 随時 |

2. 中小企業勤労者等の健康維持増進に資する事業（定款第4条第2号）

中小企業勤労者等を対象に健康増進・健康管理の機会の提供及び各種健康施設の利用促進を図る。

| 内 容 | 計画数 |
|--|---------|
| (1) 健康増進事業として、旅行社の実施する健康に関するツアーを割引料金で参加出来るよう契約を交わし、利便を図る。 事業掛金負担者に対しては、年度内2回の補助を行う。 【実施予定】年3回「ポケカル」の補助を周知 | 30 件 |
| (2) 健康管理を促進するため、人間ドック医療機関と割引受診契約を交わし、一般よりも安価で人間ドックを受診できるよう利便を図る。 事業掛金負担者に対しては、年度内1回の受診料補助を行う。 【契約医療機関】芙蓉診療所成人病医学センター、東京共済病院、池袋ロイヤルクリニック、アルファメディック・クリニック、こころとからだの元気プラザ、アジュール竹芝総合健診センター、池上総合病院、牧田総合病院附属健診センター、久野マインズタワークリニック、目黒ゆうあいクリニック | 80 件 |
| (3) 健康維持のため、健康維持増進施設である日帰り入浴施設と割引料金で利用できるよう契約を交わし、利用の便宜を図る。事業掛金負担者に対しては、前期・後期各8枚を限度として割引券を配付する。 【契約施設】大江戸温泉物語、浦安万華郷、湯花楽厚木店、タイムズスパ・レスタ、江の島アイランドスパ、みなとみらい万葉倶楽部、あしがらの温泉おんりーゆー、縄文天然温泉志楽の湯、宮前平源泉湯けむりの庄、綱島源泉湯けむりの庄、天然温泉平和島、さがみ湖温泉うるりとしまえん庭の湯、東京ドームラクーア、箱根湯寮 | 2,400 件 |

| | |
|---|--------------|
| <p>入浴施設の施設利用券を斡旋販売する。</p> <p>事業掛金負担者に対しては、斡旋販売料金で販売する。</p> <p>【利用券販売施設】 東京都公衆浴場共通入浴券 箱根小涌園ユネッサン他</p> | 400 件 |
|---|--------------|

3. 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に資する事業（定款第4条第3号）

中小企業勤労者等を対象に学習活動やレクリエーション活動等に対して援助を行う。

| 内 容 | 計画数 |
|---|--------------|
| <p>(1) 自己啓発及び文化教養を高めることを目的とした講座等を実施する。</p> <p>【実施予定】 3月</p> | 1 回 |
| <p>目黒区主催の勤労者美術展をセンターニュース等で広く周知を図り、中小企業勤労者等から作品募集を行う。</p> <p>出展した事業掛金負担者には、記念品を贈呈する。</p> | 15 件 |
| <p>(2) 学習活動援助として、NHK 学園・自由丘東急産経学園・東京写真学園・目黒学園カルチャースクール・LEC 東京リーガルマインドと割引契約を交わし、一般より安価な料金で受講および入学ができるよう利便を図る。</p> <p>事業掛金負担者に対しては、年度内1回の補助を行う。</p> | 5 件 |
| <p>(3) レクリエーション事業として季節に応じたバスツアー等を実施する。</p> <p>【実施予定】 5月・オリンピック関連施設クルーズ&バスツアー、6月・さくらんぼ狩りバスツアー、11月・季節に応じたバスツアー、12月・ディズニーファンパーティー</p> | 400 件 |
| <p>(4) 旅行社の実施するツアーを割引料金で参加出来るよう契約を交わし、利便を図る。事業掛金負担者に対しては、年度内2回の補助を行う。</p> <p>【実施予定】 年3回「はとバス」「東海汽船」の補助を周知</p> | 50 件 |
| <p>(5) 余暇活動に対する援助</p> <p>センターが指定する宿泊施設及び旅行代理店が提携する宿泊施設において、割引料金で利用できるよう契約を交わし、利用の便宜を図る。</p> <p>事業掛金負担者に対しては、年度内2泊の補助を行う。</p> <p>【契約宿泊施設】 個別契約 26 施設、その他のグループ契約施設（アース・インターナショナル、伊東園ホテルグループ、休暇村協会、グリーンプラザグループ、東急ホテルズ、日本リゾートシステムグループ、ハイツ&いこいの村、フォレストグループ、リゾートトラストグループ、ルートインホテルズ、かんぽの宿グループ、プリンスホテルグループ、星野グループ）</p> <p>【契約旅行代理店】 JTB（自由が丘支店・イオンスタイル碑文谷店）、近畿日本ツーリスト（渋谷営業所）、小田急トラベル（全支店）</p> | 400 件 |

| | |
|--|---|
| <p>ゴルフ施設・船宿・東海汽船・遊園施設等と割引料金で利用できるよう契約を交わし、利用の便宜を図る。</p> <p>事業掛金負担者に対しては、ゴルフプレーは年度内1回、ゴルフ練習場利用は年度内2回、乗船券利用は年度内1回の補助を行い、ボウリング場利用は年度内8枚を限度として割引券を配付し、遊園施設利用は、通年・夏季・冬季の各季に6枚を限度として割引券を配布し、東京ディズニーリゾート利用については特別割引券(1,000円券)を配布する。</p> <p>【契約ゴルフ施設】太平洋クラブ・ゴルフ場、山田クラブ 21：直営ゴルフコース、(株)大宮カントリークラブ、(株)A・Cインターナショナル、OGMゴルフ場、プリンスゴルフクラブ他</p> <p>【契約ゴルフ練習場】スイング碑文谷、メグロゴルフクラブ、オークラランドゴルフ練習場、馬込ゴルフガーデン</p> <p>【契約船宿】羽田・かめだや、川崎・中山丸、金沢八景・鴨下丸、平塚港・庄三郎丸、江ノ島・島きち丸、品川・三河屋</p> <p>【契約遊園施設】通年約30施設、夏季約10施設、冬季約20施設</p> | <p>3,000件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフプレー 20件 ・ゴルフ練習場 150件 ・乗船 10件 ・ボウリング 500件 ・遊園施設等 1,300件 |
| <p>レンタルショップ利用事業として、区内のレンタルショップと契約し、当該店舗で物品をレンタルした場合、割引料金で利用できるよう便宜を図る。</p> <p>事業掛金負担者に対しては、補助を行う。</p> <p>【契約店舗】ダスキンレントオール目黒ステーション</p> | <p>5件</p> |
| <p>指定店事業として、主に区内の店舗と契約し、当該店舗で物品等を購入した場合、割引価格で購入できるよう利便を図る。約40店舗</p> <p>【加盟団体】</p> <p>「全国中小企業勤労者福祉サービスセンター」や「ローチケ biz+」に加盟することで、スケールメリットを活かした割引サービスを提供することが出来るとともに、事業掛金負担者からの様々なニーズに対応する。</p> | <p>随時契約</p> |
| <p>(6) 美術館、博物館等の各種入場券や映画券、演劇やスポーツ等の各種鑑賞券、レストラン食事券や納涼船の乗船券、クオカードや図書カードNEXT等の各種プリペイドカード、遊園施設等の施設利用券、産地直送の各種農産物を割引料金で販売し、更に事業掛金負担者に対しては、補助を付け販売する。</p> | <p>通年利用</p> |
| <p>(6) 美術館、博物館等の各種入場券や映画券、演劇やスポーツ等の各種鑑賞券、レストラン食事券や納涼船の乗船券、クオカードや図書カードNEXT等の各種プリペイドカード、遊園施設等の施設利用券、産地直送の各種農産物を割引料金で販売し、更に事業掛金負担者に対しては、補助を付け販売する。</p> | <p>11,100件</p> |

【共益事業】

1. 中小企業勤労者等の給付に関する事業（定款第4条第4号）

| 内 容 | 計画数 |
|---|--------------------|
| <p>中小企業勤労者の相互扶助精神に基づき、給付事由により各種給付金を支給する。給付金及び事由は、祝金6種類（結婚、銀婚、金婚、出産、入学、成人）、見舞金3種類（入院、障害、災害）、弔慰金4種類（本人、配偶者、親、子）とする。</p> | <p>450件</p> |

2. 中小企業勤労者等の健康管理促進に関する事業（定款第4条第5号）

| 内 容 | 計画数 |
|---|---------|
| 事業所における健康管理を促進するため、労働安全衛生法による勤労者の健康診断を実施した事業所に対し、受診した事業掛金負担者一人につき規定額の補助を行う。 | 1,000 件 |

【共通事業】

1. 会報紙の発行等（各事業共通）

中小企業勤労者等の福祉事業に関する普及啓発を行う。

| 内 容 | 計画数 |
|---|------|
| (1) 当センターが実施する各種事業及び行政等の情報を掲載した会報紙を発行し、公共施設等で掲示及び配布を行い、広く事業の周知を図る。 なお、事業掛金負担者に対しては、会報紙の発行毎に送付する。 | 10 回 |
| (2) 当センターのホームページに各種事業及び行政等の情報および最新の会報紙の内容を掲載し、広く事業内容の周知および最新の情報を提供する。 | 随時 |
| (3) 当サービスセンターの入会案内を区内事業所に配布し、入会勧誘を行う。 | 1 回 |